

相模国三浦半島の古文書について (6)

岩 崎 義 朗*

Ancient Documents of the Miura Peninsula, Province of Sagami (6)

Yoshiro IWASAKI

古文書第六十二へ入るに当って三通の文書を追加挿入をするために、第六十二以下の文書番号に変更をきたすので、ここにあらためて目録を提示しておきたい。将来も採訪が一層行届くようになれば文書は追加されることは当然である。

(62)	文祿二年九月三日	相州三浦郡久木郷	御繩打水帳	旧久木村	松岡富士夫所蔵
(63)	文祿三年午八月二日	相州三浦郡衣笠之郷	御繩打水帳	旧衣笠村	大塚角増所蔵
(64)	文帳三年八月廿一日	相州三浦郡木古庭村	御なわうち田帳	旧木古庭村	伊東敏三郎所蔵
(65)	文祿三年八月廿三日	相州三浦郡木古庭村	御なわうち畠帳	旧木古庭村	伊東敏三郎所蔵
(66)	文祿三年午九月七日	相州三浦郡小坪郷	御繩打水帳	旧小坪村	牛尾重郎所蔵
(67)	文祿三年九月 日	長谷川七左衛門	検地帳写	旧桜山村	石渡光子所蔵
(68)	文祿三年八月朔日	相州三浦郡太田和村	本帳写	旧大田和村	鈴木喜一郎所蔵
(69)	文祿三年九月十五日	長谷川七左衛門長綱	禁制	旧浦郷村	良心寺所蔵
(70)	慶長四年二月廿二日	徳川家康寄進状		旧公郷村	宗源寺所蔵

以上で年号の付いた文書は応永十二年十月廿九日の上杉憲定判物を加えて安土桃山時代の文書は七十一通となる。

第六十二は文祿二年九月三日 相州三浦郡久木郷御繩打水帳で、旧久木村の名主松岡氏所蔵にかかるものであって、三浦半島に現存する太閤検地帳の中では須軽谷郷に次いで古い方に属する。しかし、これは不完全であって断欠である。

第六十三は文祿三年午八月二日 相州三浦郡衣笠之郷御繩打水帳でこれは旧衣笠村の名主を代々勤めていた大塚家に伝るもので、大塚角増氏所蔵にかかるものである。

所謂太閤検地にかかわる文書としての意義に関してはすでに述べたが、前に三浦半島における太閤検地帳の数を三つ掲げて管見に入ったものとしたけれども、その後四つを掲げることが出来た。

長帳で表紙は次のようである。

文祿三年午八月二日

相州三浦郡衣笠之郷御繩打水帳

曾根勘六打郷

となっていて全体的には虫喰も可成あって文字の判読出来にくいところも相当にある、ことに後尾の方に甚しい。先例に従って本文をあげてみる。

八月二日

すゑ

上田 弐セ廿八ア
同 所 (以下同所を省略)
上田 六セ七ア
中田 三セ拾四ア

不 動 坊
兵 庫
同 人

* 横須賀市立商業高校定時制

中田	壹反壹セ拾七ア	善	三	郎
上田	四セ廿六ア	与	惣	左衛門
中田	拾八ア	同		人
中田	壹セ廿ア	新	左	衛門
中田	貳セ廿五ア	七	郎	左衛門
中田	貳反貳セ廿貳ア	同		人
上田	五セ廿六ア	助	左	衛門
中田	壹反壹畝拾壹ア	六	郎	右衛門
上田	九畝歩	道		園
六〇んめ				
上田	二セ拾七歩	七	郎	左衛門
同 所 (以下同所省略)				
上田	五セ三ア	与	惣	左衛門
上田	八畝壹ア	甚	左	衛門
六〇んめ				
上田	壹セ貳ア	藏		人
上田	八畝拾貳歩	三	郎	左衛門
中田	壹反貳畝廿四ア	三	郎	右衛門
下田	廿四ア	善	三	郎
下田	壹反壹畝拾ア	八	郎	左衛門
下島	三畝歩	善	三	郎
下島	廿ア	同		人
下島	四ア	同		人
下島	六セ七ア	同		人
下島	壹反廿六ア	兵		庫
下島	三セ壹歩	同		人
下島	廿七ア	三	郎	左衛門
下島	四セ歩	七	郎	左衛門
下島	壹セ拾歩	同		人
下島	壹セ拾歩	八	郎	左衛門
田	六セ拾壹ア	九	郎	左衛門
こまゝつゝ				
上田	七セ廿拾貳ア	八	郎	左衛門
上田	九セ歩	十	郎	左衛門
田	九セ三歩	兵		庫
下島	貳セア	七	郎	左衛門
中田	十四セ廿ア	九	郎	左衛門
□□に				
上田	壹反歩	兵		庫
けんそうえし				
上田	三セア	道		善
上田	三セ六ア	六	郎	左衛門

あきこし

上田	九畝廿六ア	兵	庫
中田	四畝七ア	同	人
上田	壱反三セ八ア	藏	人
上田	六セア	同	人

五△ん△

上田	壱反六ア	兵	庫
上田	五セア	法	久
上田	六セ拾六ア	助	左 衛 門
上田	壱反三セ壱ア	六	郎 左 衛 門

五△ん△

上田	四セ歩	清	左 衛 門
上田	壱反七畝壱ア	助	左 衛 門

ふあいくち

上田	弐反壱セ拾八ア	道	善
上田	弐反拾六ア	二	郎 左 衛 門

そりまち

中田	壱反六セ拾五ア	兵	庫
中田	四セ廿ア	同	人
下田	八セ拾弐ア	三	郎 右 衛 門
中田	六セ廿八ア	二	郎 左 衛 門
上田	八セア	大	郎 左 衛 門
上田	弐反五ア	六	郎 左 衛 門
上田	壱反壱セ廿ア	清	右 衛 門

ぬま□まへ

上田	壱反弐セ拾四ア	源	左 衛 門
中田	壱反廿四ア	同	人
中田	壱反拾三ア	藏	人
上田	壱反五セ六ア	藤	左 衛 門
上田	壱反七畝拾九ア	兵	庫

ぬま宛

□畠	五セ拾八ア	助	左 衛 門
下田	壱反廿弐ア	兵	庫
下田	壱反五セ廿五ア	藏	人

ふ□□くち

不田	壱反□セ拾ア	不	動 堂
下田	壱反弐セ拾ア	藏	人
下田	壱畝拾弐ア	同	人
下田	三セ廿七ア	九	郎 左 衛 門
下畠	八セ廿ア	清	左 衛 門

不つちやゐ

下畠	四セア	藏	人
----	-----	---	---

中畠	七セア	蔵	人
上畠	四セ廿ア	清	左衛門
上畠	廿七ア	藤	左衛門
上田	八セ廿六ア	六郎	左衛門
中田	八セ廿ア	七郎	左衛門
坊の谷			
上田	六セ拾八ア	藤	左衛門
中田	五セ六ア	同	人
坊の谷			
下田	三セ拾ア	藤	左衛門
上田	壹反五セ廿五ア	蔵	人
上田	壹反四セ拾貳ア	同	人
薬師堂			
下田	廿ア	清	左衛門
下畠	廿四ア	同	人
畠のを			
上田	壹反四セア	同	人
上田	四セア	法	久
上田	六セ六ア	与惣	左衛門
中田	五セ廿五ア	道	セ 人
下田	五セ拾ア	与惣	左衛門
中田	八セ壹ア	清	左衛門
中田	壹反廿ア	同	人
下田	四セ六ア	同	人
以 上			
上田	四町壹セ五ア		
中田	壹町 ^四 反四畝八ア		
下田	九反九畝拾八ア		
田合	六町六反七畝壹ア		
上畠	五セ拾七ア		
中畠	七畝ア		
下畠	四反三セ拾七ア		
畠合	五反六畝四歩		
田畠合	^四 町貳反三セ五ア		
午八月三日			
すき本			
上田	壹反拾貳ア	平	左衛門
中田	壹反三セ廿八ア	同	人
上畠	六セ拾貳ア	□	五郎
下田	五セ拾八ア	三郎	左衛門
中田	八セ廿六ア	同	人
上田	六畝廿八ア	同	人

さんたし

上田 壹反□せ廿四ア

三 郎 左 衛 門

上田 八セ廿ア

三 郎 右 衛 門

中田 壹反壹畝拾ア

太 郎 右 衛 門

下用 壹反壹畝廿七ア

藏 人

□ん田

中田 八セ廿四ア

太 郎 左 衛 門

(以下略)

第六十四，文祿三年八月廿一日，相州三浦郡木古庭村御なわうち田帳は旧木古庭村名主，当主伊東敏三郎氏所蔵にかかるといふものであり，三浦半島に現存していて，管見にあるものの中で最も完全なものの一つである。

伊東家にはこの外に表紙に標題の記載のない「控書」ともいふべきものがある，地名や人名の一部に多少の差違があるが，殆んど同じようである。

表紙は

文祿三年^甲午八月廿一日

相州三浦郡木古庭村

御なわうち田帳

うちて

守屋八兵衛

となっている。この検地帳は田帳と畠帳とに分れている。その本文は次の通りである。

午ノ八月

セキノ下

中田 九畝二歩

五 郎 兵 へ

同 所

中田 廿四歩

同 人

同 所

中田 三畝拾八歩

六 郎 左 衛 門

同 所

中田 一反歩

い な え

同 所

中田 八畝廿六歩

織 部

同 所

下田 六畝廿八歩

同 人

同 所

下田 一畝廿五歩

五 郎 兵 へ

同 所

下田 六畝拾六歩

助 右 衛 門

同 所

下田 六畝歩

源 右 衛 門

大 谷

下田 二畝拾八歩

六 郎 右 衛 門

かうのす

中田	九畝五歩	六郎右衛門
同	所	
下田	二畝廿四ト	隼人
同	所	
上田	八畝廿四ト	六郎左衛門
同	所	
上田	九畝廿九歩	市左衛門
同	所	
上田	二反二畝拾二歩	いなえ
さくの田		
下田	八畝歩	内匠
同	所	
下田	一反一畝廿二歩	同人
かくらはし		
上田	一反七畝拾歩	本遠寺
同	所	
上田	一反九畝廿四歩	内匠
なかおさ		
上田	九畝二歩	隼人
同	所	
上田	一反一畝歩	織部
同	所	
中田	一反廿歩	本遠寺
みすみた		
上田	一反九畝六歩	十右衛門
同	所	
上田	九畝五歩	五郎左衛門
まゝし		
上田	一反八畝歩	源右衛門
同	所	
上田	八畝廿四歩	いなえ
同	所	
上田	四畝歩	縫殿右衛門
まゝし		
上田	弍反四畝八歩	同人
同	所	
上田	八畝拾三歩	十郎左衛門
うしゑね		
下田	弍畝拾歩	惣兵衛

(以下略)

第六十五は文祿三年^{甲午}八月廿三日、相州三浦郡木古庭村御なわうち畑帳で、第六十四の田帳とで一組になるもので、これは前者と同じ伊東敏三郎氏所蔵にかかるもので、これの控とも見られる

ものがあって、多少の相違がある。

冊子型で表紙には次のように記されている。

文祿三年^甲午八月廿三日

相羽三浦之郡木古庭

村御繩打畑帳

打而 守屋 八兵衛

となっている。本文は次の通りである。

午ノ八月廿八日

下畑	壹畝貳歩	入	惣	兵	衛
下畑	壹畝廿四ト	同 所	同		人
中畑	壹反三セ廿六ト	同 所	同		人
下畑	廿四歩	同 所	同		人
上畑	四セ八ト	あわゑま	惣	兵	衛
下畑	廿四ト	同 所	源	右	衛 門
下畑	四畝廿五ト	同 所	源		助
中畑	四セ廿四ト	同 所	源	右	衛 門
下々畑	三セ六ト	同 所	同		人
下畑	八セ拾貳ト	同 所	源	右	衛 門
中畑	壹セ廿六ト	同 所	同		人
下々畑	三セ廿二ト	同 所	同		人
下畑	壹反六畝廿六ト	同 所	新		助
下畑	三セ六ト	同 所	同		人
下畑	六畝拾六ト	同 所	新		助
上畑	八セ拾貳ト	同 所	与	三	左 衛 門
下畑	三セト	同 所	同		人
下々畑	三セ五ト	同 所	同		人
中畑	七セト	同 所	織		部
中畑	五畝廿六ト	同 所	与	惣	左 衛 門
中畑	壹反八ト	同 所	五	郎	兵 衛
中畑	四セト	同 所	与	惣	左 衛 門
上畑	五セト	同 所	五	郎	兵 衛
中畑	拾五ト	同 所	同		人
中畑	壹反四セト	ことうじ	七	郎	左 衛 門
中畑	九セ拾ト	同 所	与	次	郎
中畑	九畝拾ト	同 所	同		人
下畑	拾貳歩	同 所	織		部
中畑	壹反	同 所	同		人
上畑	八畝	同 所	織		部
下畑	六セト	同 所	同		人
上畑	四セ廿歩	同 所	六	郎	左 衛 門
下畑	壹畝拾ト	同 所	お	り	べ
下畑	四セ廿ト	同 所	六	郎	左 衛 門

下畑	五セ廿ト	ことうじ	六郎右衛門
中畑	壹反四セト	同 所	同 人
中畑	九畝拾八ト	同 所	雅 楽 助
下畑	壹反壹畝拾貳歩	同 所	同 人
下畑	五セ拾ト	同 所	同 人
下畑	壹セ廿六ト	同 所	同 人
中畑	四セ廿歩	同 所	同 人
中畑	五畝拾歩	同 所	同 人
□畑	壹セ六ト	同 所	四郎左衛門
中畑	壹反壹セ拾貳ト	同 所	い な ば
中畑	八畝廿六ト	同 所	同 人
上畑	壹反三セ六ト	同 所	四郎左衛門
上畑	七畝六ト	同 所	同 人
中畑	六セ拾貳ト	同 所	同 人
囿畑	貳畝八ト	同 所	雅 楽 助
囿畑	三畝廿貳ト	同 所	同 人
囿畑	八セ拾六ト	同 所	四郎左衛門

上畑 五反壹畝拾六歩

中畑 壹町六反七畝廿七歩

下畑 八反四畝拾九歩

下々畑 壹反五セ廿三歩

畑合 三町壹反九畝廿五歩

午ノ八月廿九日

下畑	五畝廿五歩	かくらはし	清 三 郎
上畑	七畝廿歩	同 所	惣 兵 衛
上畑	五セ拾八ト	同 所	内 匠
下畑	六セ拾六ト	同 所	同 人
中畑	三セ廿二ト	さ か 中	清 三 郎
囿畑	貳セ拾ト	同 所	同 人
囿畑	貳セ廿ト	同 所	源 六
中畑	壹反五セ拾八ト	あかはね	千 明 坊

(以下略)

第六十六は文祿三年午九月七日 相州三浦郡小坪郷御繩打水帳で現在は逗子市小坪の牛尾重郎氏所蔵にかかわるもので縦型の長帳である。表紙には

「文祿三年午九月七日

相州三浦郡小坪郷御繩打水帳

中 嶋 大 蔵

打郷」

裏表紙共 24 枚で一枚の欠損もない。裏表紙の左端に縦書で記されている。

「下拾五歩 良左エ門下拾六歩法身院下壹セ歩合六畝 下々六分助右エ門合」

本文は次のようである。

三浦小坪村御繩打水帳

午九月七日 中嶋打郷

飯 嶋		
下島	壹畝歩	惣 三 郎
同 所		
下島	三畝廿五歩	同 人
同 所		
中島	拾八歩	三 郎 左 工 門
同 所		
中島	貳畝歩	村 田
同 所		
下島	八歩	正 覚 寺
同 所		
下島	三畝六歩	同 人
上島	五畝拾貳歩	松 井
同 所		
下島	拾四歩	正 覚 寺
同 所		
上島	五畝拾歩	松 井
同 所		
中島	壹畝六歩	同 人
同 所		
下島	貳畝歩	同 人
同 所		
中島	四畝廿歩	同 人
同 所		
下島	壹畝拾八歩	同 人
同 所		
下島	壹畝拾八歩	松 井
西海はた		
下島	一畝拾四歩	右 工 門
神 明		浜
中島	拾六歩	太 郎 左 工 門
同 所		
中島	壹反三畝廿四歩	法 真 院
同 所		浜
下島	拾五歩	太 郎 左 工 門
同 所		
下島	拾六歩	法 真 院
同 所		
下 _レ 島	六歩	助 左 工 門
同 所		

三	下島 壹畝歩	海 淨 寺
	藏	
同	下島 四畝廿四歩	助 右 五 門
	所	
住	下島 壹反歩	同 人
	吉	
	下々島 廿四歩	源 五 郎
	うむゐたい	
同	下島 貳畝五歩	藤 右 五 門
	所	
同	下島 三畝六歩	惣 右 五 門
	所	
同	下島 貳畝三歩	藤 右 五 門
	所	
同	下島 壹畝廿歩	助 右 五 門
	所	
同	下島 廿歩	庄 左 五 門
	所	
同	下島 廿四歩	五 郎 左 五 門
	所	
同	下島 廿四歩	彦 左 五 門
	所	
同	下島 九歩	藤 左 五 門
	所	
同	下島 拾五歩	源 三 免
	所	
同	下島 廿四歩	七 郎 左 五 門
	所	
同	下島 九歩	藤 右 五 門
	所	
同	下島 拾五歩	源 三 免
	所	
同	下島 廿四歩	七 郎 左 五 門
	所	
同	下々島 拾六歩	助 右 五 門
	所	
同	下島 六歩	藤 右 五 門
	所	
同	下々島 拾貳歩	同 人
	うええたい	
同	下々島 拾五歩	彦 左 五 門
	所	

下々島 拾歩	彦 五 郎
同 所	
下々島 六歩	同 人
同 所	
下島 壹畝拾貳歩	藤 右 五 門
同 所	
下島 壹畝歩	同 人
同 所	
下島 拾貳歩	七 郎 右 五 門
同 所	
下島 廿歩	藤 右 五 門
同 所	
下島 壹畝廿五歩	新 右 五 門
同 所	
中島 五畝拾五歩	庄 左 五 門
同 所	
中島 七畝廿壹歩	新 右 五 門
同 所	

(中略)

第六十七、文祿三年九月 日、長谷川七左衛門検地帳で、旧桜山村で代々名主を勤めた石渡家に伝るもので、石渡光子氏所蔵にかかるとして表紙は

「文祿三年九月 日

長谷川七左衛検地帳写

桜山村之内缺冊」

となって比較的保存がよい。検地の日は九月三日から始められている。本文は次の通りである。

午九月三日

かつさく

上島 五七六ア	縫 殺 助
同 所	
上田 三セア	同 人
同 所	
上島 七七六ア	同 人
同 所	
上田 壹七二ア	同 人
同 所	
上田 四セア	三 良 左 五 門

(以下略)

第六十八文祿三年八月朔日相州三浦郡大田和村本帳写で、これは旧大田和村の名主鈴木氏所蔵のもので写であるが、新たに見出したものである。

表題は「本帳写」となっていて、いつ写したのかはわからないが、内容的に見ると第一頁には午ノ七月廿二日となっていて「勘六打口」となっているところから衣笠村と同人の曾根勘六が縄打を行ったもので、初日が七月廿二日で、最終日が八月朔日となっている。

期日の順からは大和田村の縄打が終った後が直ぐ衣笠村になっている。
長帳で表紙は次のようである。

文祿三年

三浦郡大田和村本帳写

午ノ八月朔日

虫喰も甚だしい部分は判読出来にくいところも相当にある。次に本文を掲げる。

午ノ七月廿二日

勘六打口

西	谷				
	上田	六畝貳歩	清	藏	
同	所				
	上田	壹畝拾五歩	同	人	
同	所				
	上田	壹反九畝廿五歩	同	人	
同	所				
	中田	拾貳歩	同	人	
同	所				
	上田	九畝歩	同	人	
同	所				
	上田	壹反七畝歩	同	人	
同	所				
	上田	壹反貳畝拾八歩	次郎	左衛門	
同	所				
	上田	壹反九畝拾歩	同	人	
宮ノ	中田	壹反拾歩	善	応	寺
同	所				
	中田	壹反廿貳歩	新	五	郎
同	所				
	下田	四歩	善	応	寺
梅	中田	四畝九歩	四郎	左衛門	
同	所				
	下田	四畝壹歩	同	人	
同	所				
	下田	八歩	同	人	
夜露	中田	壹畝廿歩	助	七	郎
同	所				
	中田	畑反拾五歩	源	左衛門	
同	所				
	下田	四畝八歩	同	人	

同	所			
	下田	八畝拾貳步	源	左衛門
同	所			
	下畑	七畝步	同	人
山	田谷			
	中田	壹畝九步	清	藏
同	所			
	下田	廿六步	三郎	左衛門
同	所			
	中田	六畝四步	清	藏
同	所			
	中田	壹反貳畝拾貳步	四郎	左衛門
同	所			
	中田	八畝四步	同	人
同	所			
	中田	八畝廿步	同	人
同	所			
	中田	五畝拾五步	同	人
同	所			
	中田	貳畝廿壹步	同	人
同	所			
	中田	壹反六步	新	兵衛
同	所			
	中田	八畝七步	藤	左衛門
同	所			
	下田	三畝廿五步	同	人
同	所			
	下田	貳拾步	同	人
同	所			
	下田	三畝拾貳步	利	兵衛
同	所			
	下田	貳畝拾貳步	同	人
同	所			
	下田	拾貳步	同	人
同	所			
	下田	四畝貳步	源	四郎
同	所			
	下田	廿九步	同	人
同	所			
	下田	五畝拾八步	三郎	左衛門
同	所			
	下田	三畝拾五步	同	人

同	所		
	下田	貳畝廿八歩	六郎左衛門
同	所		
	下田	五畝六歩	同 人
同	所		
	下田	壹畝五歩	三郎左衛門
同	所		
	中田	三畝六歩	源 次 郎
同	所		
	中田	貳畝拾歩	同 人
同	所		
	中田	壹畝拾壹歩	新 兵 衛
同	所		
	下田	拾三歩	同 人
同	所		
	下田	四畝六歩	清 藏
同	所		
	下田	壹畝拾四歩	同 人
同	所		
	下田	国畝拾八歩	次郎左衛門
囿	入		
	下畑	九畝拾歩	清 藏
同	所		
	下々畑	四畝拾五歩	同 人
□	笠山台		
	下々畑	貳畝歩	宗 三 郎
長	畑ケ		
	下々畑	四畝八歩	清 次 郎
同	所		
	下畑	八畝廿四歩	同 人
同	所		
	下畑	壹反三畝六歩	同 人
同	所		
	下田	三畝廿歩	四郎左衛門
同	所		
	下田	貳拾歩	同 人
長	畑		
	下畑	三畝拾八歩	助 七 郎
同	所		
	下畑	七畝拾四歩	六郎左衛門
同	所		
	下畑	壹反廿九歩	同 人

同 所			
下田	壹畝歩		源 四 郎
同 所			
下田	貳畝五歩		善 左 衛 門
同 所			
下田	四畝拾貳歩		同 人
同 所			
下田	壹 		清 次 郎
[]			
[]			[新 兵 衛]
同 所			
下田	四畝拾三歩		清 次 郎
同 所			
下田	壹畝廿六歩		新 兵 衛
同所姫城谷			
下畑	貳畝拾歩		同 人
同 所			
下畑	壹畝廿四歩		同 人
同 所			
下畑	五畝四歩		太 郎 左 衛 門
同 所			
下々畑	六畝廿八歩		清 左 衛 門
同 所			
下畑	壹畝拾八歩		源 四 郎
同 所			
下畑	壹畝歩		同 人
同 所			
下田	七畝拾八歩		清 次 郎
同 所			
下畑	貳畝廿四歩		六 郎 左 衛 門
同 所			
中田	貳畝歩		清 次 郎
同 所			
中田	壹反貳畝歩		助 七 郎
同 所			
中田	壹反廿四歩		太 郎 左 衛 門
ふとの口			
下畑	壹反壹畝六歩		善 右 衛 門
[]			
[]			清 次 郎
[]			
[]			[]

同	所			
	下田	壹畝拾貳步	太	左衛門
同	所			
	中田	三畝廿貳步	助	七郎
同	所			
	中田	壹畝拾九步	善	応寺
同	所			
	上田	六畝廿步	四郎	左衛門
同	所			
	上田	貳拾八步	助	七郎
同	所			
	中田	六畝步	四郎	左衛門
同	所			
	中田	貳畝三步	新	五郎
同	所			
	上田	廿四步	同	人
同	所			
	上田	貳拾七步	新	兵衛
同	所			
	中田	壹反貳畝八步	同	人
同	所			
	中田	貳畝拾步	助	七郎
同	所			
	下田	貳畝廿壹步	同	人
同	所			
	下田	貳拾五步	定	使
芝	崎			
	上田	壹反三畝步	常	力
同	所			
	□田〔	〕	同	囚
	□田〔	〕		
	上田〔	〕畝廿六步	同	人
同	所			
	上田	壹畝步	次郎	左衛門
同	所			
	上田	壹反三畝廿四步	同	人
同	所			
	上田	貳拾五步	四郎	左衛門
同	所			
	上田	三畝廿步	同	人
同	所			
	上田	三畝步	同	人

同 所		
上田	三畝八歩	四郎左衛門
同 所		
上田	六畝廿七歩	同 人
同 所		
上田	六畝拾貳歩	同 人
同 所		
上田	貳拾廿歩	同 人
同 所		
上田	三畝拾四歩	
上田合老町	七反七畝歩	
中田合老町	六反三歩	
下田合老町	九畝拾貳歩	
田合而四町	四反六畝拾五歩	
下畑八反	七畝九歩	
下々畑貳反	拾五歩	
田畑合五町	五反四畝九歩	

午ノ七月廿三日

勘 六 打 口

熊ヶ池		
上田	壹反拾五歩	太左衛門
同 所		
上田	六畝拾貳歩	清 藏
同 所		
上田	壹畝六歩	六左衛門
同 所		
上田	貳畝歩	喜 助
同 所		
上田	壹畝貳歩	六郎左衛門
同 所		
上田	五畝廿四歩	同 人
同 所		
上田	三反拾歩	四郎左衛門
同 所		
中田	三畝拾壹歩	同 人
同 所		
中田	壹畝拾歩	同 人
同 所		
下田	三畝拾九歩	新兵衛
同 所		
中田	六畝七歩	同 人
同 所		

中田	式畝歩	源	左	衛	門	
同	所					
中田	壹畝歩	同			人	
同	所					
中田	壹反拾三步	次	郎	左	衛	門
同	所					
中田	四畝廿七歩	清	次	郎		
[谷]					
上田	壹畝拾貳歩	平	右	衛	門	
同	所					
上田	壹畝拾歩	源	右	衛	門	
同	所					
中田	六畝歩	八	郎	左	衛	門
同	所					

第六十九は文祿三年九月十五日長谷川七左衛門長綱禁制で旧浦郷村良心寺所蔵にかかるもので、本文は次の通りである。

禁 制

一良心寺山林の竹木みさりよきりとほ事向後堅停止之候され人成共背法度少もきりとるにをひて
ハ見合よ道具を押とら軽へく候者也仍如件

文祿三^甲年九月十五日

長谷川七左衛門

長 綱 (花押)

この文書は全国的（勿論三浦半島の大部分は含まれる）に所謂太閤検地が行われた年に出されたもので、良心寺に所属する山林の竹木を濫りに伐採することを禁止する禁制であって、その発行者は三浦半島の大部分の検地を施行した長谷川七左衛門長綱である。

文意は良心寺に所属する山林の竹木を許可なく伐採する事は従来はともかくとして、今後は厳重に禁止する。どのような人であろうともこの禁制に背いて伐採したならば、発見次第に使用した道具を没収するものであるとの意である。

この竹木伐採の禁制は徳川時代にも引続き励行せられたところで、竹木は非常の場合の資材に供せられることが多く、平常には一切、手をつけさせない。したがってこれは許可制をとっている。非常の場合とは災害、戦争、その他普請等をさすのが多いが、殊に名利は信仰の対象であるだけに風致の上からも、寺院へ他の権力が濫りに侵入することを避ける意味も含めていることも考えられる。